



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社やまびこ  
代表者名 代表取締役社長執行役員 久保 浩  
(コード番号 6250 東証第一部)  
問合せ先 管理本部総務部長 中村 孝之  
(TEL 0428-32-6111)

## 中間配当制度の導入ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当制度の導入および定款一部変更に関する議案を2022年3月30日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 中間配当制度の導入

##### (1) 導入の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

##### (2) 中間配当基準日

毎年6月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2022年3月30日開催予定の第14回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

##### ① 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

イ 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

ウ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### ② 中間配当制度の導入

株主の皆様への利益還元を充実させるため、中間配当の基準日を定めるものであります。また、これに伴い、現行定款第40条(剰余金の配当の基準日)を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 40 条 当社の期末配当(各事業年度において1月1日から3月31日までの間に実施する金銭配当のうち最初のものをいう。)</u>の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2.当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p><u>2.当社の中間配当の基準日は、毎年6月 30日とする。</u></p> <p>3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p>

	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
--	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年3月30日（予定）

定款の効力発生日：2022年3月30日（予定）

以上